

〈論文〉

# ホップズの意志論（1） —自由と必然性をめぐって—

高田 純

## 第1章 意志とはなにか

### 1 自由の異なった定義

近代の思想家のなかで、人間の行為について決定説の立場を明確にした先駆者はホップズである。彼は経験論的な機械論の立場に立ち、意志の自由をくりかえし否定している。しかし、自由、意志の自由についての彼の理解は錯綜している。

ホップズは主著『リヴァイアサン Leviathan [Lvと略記]』（初版、1651年）において自由についていくつかの異なった定義を与えており。まず、同書の第6章においては、「われわれの欲求 *appetite* あるいは嫌忌 *aversion* に従って「あることを」行なうか、差し控える *omit* かするという自由 *Liberty*」が示されている（Lv. I. vi/p. 48/（一）110頁）。この自由（自由の定義I）は、行為に先立つ「熟慮 *deliberation*」において問題となるものであって、行為以前の段階に属す。したがって、この自由は厳密には、〈なにかを行なおうとする（あるいは行なうまいとする）という自由〉を意味するであろう。

これに対して、同書の第14章においては自由についてのつぎのような説明がみられる。「〈権利〉は、〔なにかを〕行なうか、あるいは差し控える *forbear* かという自由のなかにある」（Lv. I. xvi/EW. 3. p. 117/（一）217頁）。この表現はつぎの叙述を簡略化したものである。「〈自然の権利〉は、……各人が自分自身の自然すなわち自分自身の生命を維持するために、自分で意志するとおりに自分自身の力を用いるという、各人がもつ自由であり、したがって、彼がそのために最も適当な手段と考える……あらゆることを行なうという自由である」（Lv. I. xiv/p. 116/（一）216頁）。このような自由は行為の実行に関わるものである。それは、〈意志に従ってなにかを実行する（あるいは実行しない）という自由〉と要約することができるであろう（自由の定義II）。

ホップズはさらに、後者の引用の文章に続けて、つぎのようにも述べている。「〈自由〉ということで理解されているのは、その語が本来意味するところによれば、外的な障害 Inpediment が不在であること absence である」(ibid.)。同書第 21 章においても類似の説明がある。「語の本来の、あるいは一般的に受け入れられている意味によれば、〈自由な人間 A Free-Man〉は、自分の強さと知恵によって行なうことができるもののなかで、自分が行なおうと意志することを妨害されないような人間である」(Lv. II. xxi/p. 197/(二) 87 頁)。ここでは、〈意志することを外的に妨害されない〉ことが自由とみなされている(自由の定義 III)。〈意志することを行なう〉という積極的な自由(定義 II)が、〈行為が妨害されない〉という消極的な側面からみられているといえる。

自由についてのこれら 3 つの定義はいかに相互連関するであろうか。ホップズはこの問題について説明を行なっていない。II と III の定義は有名であるが、それらは行為の実行に関わる。自由を行為の実行の場面に限定したことがホップズの自由論の特徴としてしばしば指摘される。しかし、彼は I のような行為以前の自由にも言及している。この自由について彼はつぎのようにいう。「熟慮 deliberation」は、「われわれの欲求あるいは嫌忌に従って [あることを] 行なうか、差し控えるかするという自由を終結させる」(Lv. I. vi/p. 48/(一) 110 頁)。熟慮の結果、意志に従って行為が開始され、実行されれば、この自由は終結することになる。

それでは、熟慮によって終結する自由はどのような性格のものであろうか。『リヴァイアサン』においては言及されていないが、結論を先取りすれば、この自由は、行為を行なうか、差し控えるかのいずれかを「選択する」という自由を意味する。哲学史においてはしばしば、選択の自由は意志に属すと考えられてきた。しかし、ホップズはこのような自由を意志の自由とはみなさない。彼は選択の自由を認めながら、なぜ意志の自由を否認するのであろうか。従来のホップズ研究においてはこの問題についての明確な解釈は出されていないように思われる。

意志についてのホップズの見解の大要は『リヴァイアサン』のなかに示されているが、その説明は簡単に済まされている。この問題についての彼のより詳しい見解を知るために、他の論考を検討しなければならない。とくに、彼がブラムホール Brahmhall との論争のなかで執筆した 1654 年の『自由と必然性について Of Liberty and Necessity』(以下『自由と必然性』[LN と略記]) と 1656 年の『自由、必然性および偶然性の諸問題 The Questions concerning Liberty, Necessity, and Chance』(以下『自由、必然性および偶然性』[LNC] と略記)において自分の主張を立ち入って展開している<sup>1)</sup>。意志の自由(あるいは自由意志)の問題については中世以来議論が続いたが、ホップズとブラムホールとのあ

いだの論争はこの問題の基本的論点を浮かび上らせた点で、現代においても重要な意味をもつ。

ホップズにおける自由の問題の考察は多岐にわたっているが、本稿は自由をおもに必然性との一般的関係という次元において検討することとし、その社会的、政治的側面、また神の意志と人間の自由との関係については付隨的に言及するにとどめたい。

## 2 有意的行為と意志

ホップズは『リヴァイアサン』第1部、第6章において、人間と動物の運動を「無意的な（不随意的な）*involuntary*」ものと、「有意的な（随意的な）*voluntary*」ものに区分する。前者は「生命的な*vital*」運動ともいわれ、生理的運動を意味する。後者は「心的な*animal*」運動ともいわれ、このような運動のみが自由なものとされる（Lv. I. vi/p. 38/（一）97頁以下）<sup>2)</sup>。語源的にみて、「有意的*voluntary*」は〈意志（ラテン語で*voluntas*）に従う〉ことを意味し、論理的にも「有意的」は意志を前提にしているので、「有意的について」語るためにには、「意志」とはなにかをまず明らかにしなければならないと思われるかもしれない。しかし、日常的用法においても、「意志*will*（*voluntas*）」のあり方が厳密に理解されるのに先立って形容詞〈*voluntary*〉あるいは副詞〈*willingly*〉が用いられるばあいが少なくない。ホップズも意志のあり方の説明に先立って、有意的行為が成立する過程を解明する<sup>3)</sup>。

有意的運動の「小さな起点」をなすのは「傾動（努力）*endeavour* [conatus——ラテン語]」であり、それがなんらかの対象へ接近し、向かうばあいは、「欲求*appetite*」となり、なんらかの対象を回避あるいは忌避しようとするばあいは、「嫌忌*aversion*」となる（I. vi/p. 39/（一）98頁）<sup>4)</sup>。したがって、有意的運動の基礎には欲求（あるいはその反対の嫌忌）がある。

有意的行為は、欲求から出発して「なにかを行なう」という積極的行為だけでなく、嫌忌から出発して「なにかを差し控える*omit, forbear*」という消極的行為をも含む（I. vi/p. 49/（一）111頁以下）。「差し控えること」はたんに「行為しないこと」、「行為を怠ること」ではなく、「あえて行為しないこと」、「行為を抑制すること」である。それは法律でいわれる「不作為」に近い。人間はただ1つの欲求から行為へ（あるいは、ただ1つの嫌忌から行為の差し控えへ）直接に移るとはかぎらない。さまざまな動機（欲求と嫌忌）が競合するなかで、どの動機に基づいて行為するかが問題になる。例えば、塩辛い食物を好む人間が健康のために塩辛い食物の摂取を控えるばあいには、好みと健康への配慮とが比較され、後者が優先された結果、塩辛い食物の摂取が抑制される。

### 3 有意的行為と熟慮

なにかが行なわれあるいは差し控えられるに至るまでは、さまざまな欲求あるいは嫌忌があいついで交替する。この過程全体において熟慮が行なわれる。熟慮の結果として最終的に残った欲求（あるいは嫌忌）が意志と呼ばれる。

このことについて『リヴァイアサン』においてはつぎのようにいわれる。「人の心のなかで同一の事柄にかんして欲求と嫌忌、希望と危惧が……かわるがわるに生じ、直面する（思い浮かべられた）*propounded* 事柄を行ないあるいは差し控える *omit* このさまざまなもの良いまた悪い結果がつぎつぎとわれわれの思考のなかに入り込み、このようにしてわれわれが、あるときはそれに対する欲求を抱き、あるときはそれに対する嫌忌を抱き、あるときはそれを行なうことができることに希望を抱き、あるときはそれを企てることに絶望あるいは危惧を抱くというばあいに、事柄が行なわれ、あるいは不可能と考えられるまで欲望と嫌忌、希望と危惧が継続するが、これらの全体が、〈熟慮〉と呼ばれるものである」（Lv. I. vi/p. 48/（一）109頁以下）。「熟慮のなかで行為に直接に接続する最後の欲求あるいは嫌忌が、意志と呼ばれるものである」（I. vi/p. 48/（一）111頁）。また、初期の『法の基礎 The Elements of Law [ELと略記]』第1部「人間の本性」（1650年）においてはつぎのように述べられている。「われわれがなにかを突然行なうばあいには、行為は最初の欲求に直接に続く。そうでなければ、……このような行為によってわれわれに生じるはずの害悪についてのなんらかの観念（それは危惧・恐怖 *fear* である）が続く。……そして、この危惧に新しい欲求が続き、この欲求に別の危惧が続くというように、欲求と危惧がつぎつぎに交替する。行為が行なわれるか、あるいはなんらかの出来事が介入して行為を不可能とするまで、この交替は続く。行為が、それを行ないあるいは行なわないという力のもとにあらばあいに、そのあいだ全体をつうじてこのように欲求と嫌忌が交替しながら継続することは熟慮と呼ばれる」（EL. I. xii. 1/EW. 4. p. 68）。さらに、1655年の『物体論 De Corp [Cpと略記]』（ラテン語）においてもつぎのようにいわれる。「生物は、同一の事物が自分にとって快適となると考えるか、有害となると考えるかに応じて、[それを] 欲求あるいは忌避するのであるが、欲求と忌避のこのような交替が持続するあいだ、熟慮と呼ばれるあの思考の系列が生じる。快適なものを獲得し、あるいは不快なものを回避することが力のものにあるかぎり、熟慮は持続する」（Cp. IV. xxv. 13/OL. 1. p. 333）。

欲求と嫌忌の交替と熟慮との関係についての以上の説明は必ずしも分かりやすくはないが、その意味はつぎのようなものであろう。さまざまな欲求と嫌忌が錯綜し、交替するなかで、人間は、いかなる欲求あるいは嫌忌に従って行為すべきかを判断するが、そのばあいに熟慮が必要になる。欲求と嫌忌の交替の過程の全体をつうじて熟慮が作用している。

欲求と嫌忌の交替の過程で熟慮が行なわれるともいえるであろうし、熟慮の過程でこの交替が行なわれるともいえるであろう。ホップズもつぎのようにいいう。「ある行為について考察することは、その結果を、よいものも悪いものもともに想像することである。このことから結論づけられるように、熟慮は、ある行為のよい系列（継続）と悪い系列を交互に想像することにはかならない」（LN/p. 273）。「熟慮において、欲求と嫌忌が、われわれの熟慮の対象としての行為のよい結果と悪い結果、[これらの結果の] 系列についての予見によって引き起こされる」（Lv. I. vi/p. 50/（一） 113 頁）。

#### 4 熟慮と比較考量

突然衝動的に行なわれるようみえる人間の行為であっても、多くのはあい、過去の人生において類似の行為のさいに行なわれた熟慮を前提、背景にしているのであって、熟慮をまったく欠くのではない。『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。「人間の行為は、いかに突然のものであっても、すべて、熟慮なしに生じるとはいわれえない。というのは、彼の人生の先行の段階全体において、彼はこのような種類の行為をなすべきかどうかを熟慮する時間をもっていたと想定されるからである」（LN/p. 272）。また、習慣的な行為は、熟慮を伴わずに行なわれるようみえるが、これもそれ以前の熟慮を前提にしている。この点についてつぎのような例が挙げられる。「歩く姿勢をとるために足を動かすこと、日常的な食事の動作についてさえ、いかにまたいつそれを行なうべきかは、かつて熟慮されたことである。それはのちに容易になり、習慣的になり、予めの考慮 forethought なしに行なわれるようみえるとしても、このことによって、この行為が有意的であることは妨げられない」（p. 245）。

熟慮はまず行為の目的、方法、対象にかんするものである。「有意的……行為は、それに先行する、〈どこへ〉、〈いかにして〉、および〈なにを〉についての思考につねに依存する」（Lv. I. vi/p. 39/（一） 97 頁）。熟慮のさいに行行為の将来の状態、可能性について判断が下される。熟慮は、まだ必然的、確實ではない将来についての見通しに関わる。じっさいに起きていること、過去のことは必然的であるから、熟慮はこれには関わらない。行為の実現の見込みがなく、それが不可能であると判断されれば、この行為は差し控えられ、断念される。『リヴァイアサン』においてはつぎのようにいわれる。「したがって、過去の事柄については、それが変更されることは明らかに不可能であるから、熟慮は存在しない。また、不可能であると知られ、そうであると思われている事柄についても、人々はこのようないくつかの熟慮が無駄なことを知っており、また無駄と思っているので、熟慮は存在しない」（Lv. I. vi/p. 48/（一） 110 頁）。『法の基礎』においてはつぎのようにいわれる。「熟慮は……

2つの条件を必要とする。1つは、この行為が将来のものであるという条件であり、もう1つは、それを行なう希望、それを行なわないおそれ（可能性）possibility という条件である。というのは、欲求と危惧 fear は将来の予期 expectation であるが、希望がなければ善へのいかなる予期もなく、おそれがなければ害悪へのいかなる予期もないからである。したがって、必然的な事柄についてはいかなる熟慮もない」(EL. I. xii. 2/p. 68)。

行為の可能性のなかには、行為を実行する能力という主体的な要素も含まれる。行為が「力のもとにある」ことが (EL. I. xii. 1/EW. 4. p. 68, Cp. I. vxxv. 13/OL. 1. p. 333), 行為が開始されるための基本条件の1つになる<sup>5)</sup>。

熟慮はさらに行為の結果の、また行行為そのものの善悪についての判断を含む。「熟慮のさいに欲求と嫌忌は、熟慮される行行為の善いあるいは悪い結果や帰結についての予見によって引き起こされるのであるから、その行行為の善いあるいは悪い結果の長い連鎖についての予見に依存する」(Lv. I. ii/p. 50/(一) 113)。『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。「意志は行行為の直前の最後の判定 opinion あるいは判断 judgement に従うが、この判断は、それを行なうことが善であるか否か、彼がそのことをそれに先立って時間をかけて比較考量 weigh したか、まったくしなかったのか、についてのものである」(LN/EW. 4. p. 268)。「人があることを行なうか、行なわないかを熟慮するばあい私が考えるのは、人にとってそれを行なうことが善いか、行なわないことが善いかを彼が考慮する consider ということにはかならない」(LN/p. 273)。このように、熟慮は行行為の客観的および主体的条件、手段についての理論的判断のほかに、行行為の目的、結果の善悪についての実践的判断を含む。

熟慮は比較考量を含むといえる。「熟慮 deliberate」はラテン語の〈delibrare〉に由来するが、後者の語源は「重さを量る weigh」ことである。〈deliberation〉は「比較考量 weigh up, balance」という意味を含む<sup>6)</sup>。熟慮の結果、さまざまな欲求（あるいは嫌忌）が比較考量され、それらのあいだで選択が行なわれる。その結果として最後に残った欲求（あるいは嫌忌）に従って行行為（あるいは差し控え）が行なわれる。

初期の『市民論 De Cive』(1642年、ラテン語) [Cvと略記]においては熟慮についてつぎのようにいわれる。「熟慮は、われわれが始める行行為が有利か不利かについて、いわば秤 bilanx にかけて重さを秤ること ponderatio にはかならず、そのばあい目方が重い方がその傾き（傾向性）によって必然的に明らかになる」(Cv. XIII. xvi/p. 204)<sup>7)</sup>。

すでにみたように、さまざまな欲求と嫌忌が交代するなかで熟慮が行なわれるが、それはなんらかの欲求あるいは嫌忌を選択し、その実現のために行行為をおこない、あるいはそれを差し控える。『リヴァイアサン』においては選択に言及されていないが、『自由と必然

性』においてはつぎのことが明確にされる。「私の考えでは、熟慮に基づいて行なわれると呼ばれる行為が有意的と呼ばれ、また、選考および選択 choice and election に基づいて行なわれたと呼ばれる。したがって、有意的行為と、選択から生じる行為とは同一のものである」(LN/p. 273)。

## 5 熟慮をへた最後の欲求としての意志

ホップズは意志を、熟慮をへて形成される最後の欲求と定義する。「熟慮のなかで行為に直接に接続する最後の欲求あるいは嫌忌が、意志と呼ばれるものである」(Lv. I. vi/p. 48/(一) 111 頁)。なお、熟慮をへた欲求が「意志 will (velle)」であるのに対して、熟慮をへた嫌忌は正確には「意忌（意志しないこと） nill (nolle)」と呼ばれるべきであろう。1655 年の『物体論』においてはつぎのようにいわれる。「生物は、同一の事物が自分にとって快適となると考えるか、有害となると考えるかに応じて、それを欲求あるいは忌避するのであるが、欲求と忌避のこのような交替が持続するあいだ、熟慮と呼ばれるあの思考の系列が生じる。……したがって、欲求と嫌忌は、熟慮が先立たないばあいは、たんに欲求と忌避と呼ばれる。しかし、熟慮が先行したばあいには、そこにおける最後の作用は、それが欲求であるならば、意志（意志すること） velle あるいは意志活動 volitio と呼ばれ、それが忌避であるならば、意忌（意志しないこと） nolle と呼ばれる」(Cp. I. vxv. 13/OL. 1. p. 333)。

意志は、行為が開始される最直前に位置する最後の欲求であって、それ自身もはや変化しない。変化するのは、意志に先立つ欲求、すなわち傾向性や意図にすぎない。『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。「私の考えでは、熟慮全体のなかで、すなわち、あい対立する欲求が交替しつつ継起するなかで、最後の欲求が、〈意志〉と呼ばれるものである。それは、行為を行なう直前のもの、あるいは、それを行なうことが不可能になる直前のものである。人が熟慮するあいだ人に生じるような、行ないあるいは差し控える quit ことに対する他の「先行の」すべての欲求は、ふつう意図 intention や傾向性 inclination と呼ばれ、意志とは呼ばれない。というのは、意図はしばしば変化するが、このばあい存在するのは、最後の意志と呼ばれるような 1 つの意志のみであるからである」(LN/p. 273)。『リヴァイアサン』においてはより簡単につぎのようにいわれる。「普通の話では、ある人が……一度あることを行なおうとする意志をもったが、それを差し控えたといわれるが、このような意志は本来は傾向性にすぎない」(Lv. I. vi/p. 49/(一) 111 頁)。

ホップズは意志の形成における熟慮の役割を重視する。熟慮は思考と知性 understanding の作用であり、意志に先行する。熟慮は意志を指示し direct、原因づける

cause。「人間を原因づけ、あることを他のことよりも優先して選択するよう必然化するのには熟考 consultations である」(LN/EW. 4. p. 254)。「知性の最後の指示は全体原因ではないが、最後の原因となって行為を必然化する。行為をおこなうことがよいかどうかについての、行為の直前の最後の……判断に意志は続く」(p. 268)。「意志はわれわれの熟慮の最後の作用である」(p. 275)。スコラ哲学のなかには、意志が知性（熟慮）を命令し、知性よりも優位になるという主張があるが、ホップズはこれを批判する<sup>8)</sup>。

ところで、ホップズによれば、人間のみでなく、獣もそれなりに熟慮し、意志に従って有意的行為を行なう (I. vi/p. 48/(一) 111 頁)。熟慮は思考の形態であるが、これを緩やかな意味に理解する必要がある。人間のばあいも、熟慮に従う意志は完全に理性によって統制されるわけではなく、その有意的行為が理性に反することがある。この点で、スコラ哲学のように、意志を「理性的欲求」と定義することは適切ではない (I. vi/p. 48/(一) 111 頁)。このような定義によれば、「理性に反する有意的行為はありえないことになるであろう」(ibid.)<sup>9)</sup>。しかし、意志が熟慮の結果であることは、「意志がつねに正しい理性の最後の判断に従う」ことを意味するのではない。「というのは、意志は正しい推論 reasoning の判定にも誤った推論の判定にも従うからである」(LNC/EW. 5. p. 76f.)。

## 第2章 意志は自由をもつか

### 1 自由の不可欠の要素としての選択

すでに（第1章4）みたように、熟慮は比較考量を含み、比較考量は選択と密接に連関している。行為者は熟慮をつうじて、さまざまな欲求（なにをしたいか）あるいは嫌忌（なにを差し控えたいか）のあいだで選択を行ない、行為に向けて意志を形成する。選択は有意的で自由な行為の不可欠の要素である。しかし、『リヴァイアサン』においては選択に言及されていないためでもあろうか、これまでの研究においてはこの点に十分に注意が向けられてこなかったように思われる。

ホップズは『自由と必然性』と『自由、必然性および偶然性』において選択にしばしば言及しているが、これは論争相手のブラムホールから学んだものであろう。ブラムホールは、「自由の本来の作用は選択である」と主張する<sup>10)</sup>。ホップズも、有意的で自由な行為は選択に基づくとみなす。「私の考えでは、熟慮に基づいて行なわれると呼ばれる行為が有意的と呼ばれ、また、選考および選択 choice and election に基づいて行なわれたと呼ばれる。したがって、有意的行為と、選択から生じる行為とは同一のものである」(LN/EW. 4. p. 273)。「彼〔行為者〕が、なにかを行なうか、行なわないかを選択したこと、

したがって、彼が有意的で自由な行為者であったことをわれわれは否定しない」<sup>11)</sup>。

選択の自由が有意的で自由な行為の不可欠の条件であるというこのような見解は、自由と強制との関係についての見解のなかに明確に示されている。ホップズによれば、「恐怖 fear」を原因とした行為は強制されたものであるが、それが選択に基づくかぎりは、やはりなお自由である。「恐怖のためになにかを行なう者は、彼はそうするように強制されたとじっさいに述べるが、しかし、彼が〔そのことを〕行なうか行なわないかを選択したこと、したがって、彼は有意的で自由な行為者であったことは否定できない」(LNC/EW. 5. p. 260)。「人が例えば、敵に服従するか、それとも死ぬかを強制されるばあいでも、彼にはなお選択〔の余地〕が残され、いずれがより耐えうるかを思案する点で熟慮〔の余地〕が残されている」(LN/p. 264)。行為者が恐怖のせいで行為するばあいでも、この恐怖を意識し、それに従うことを選択する点では、この行為は意図的なものであり、やはり自由であるというのである。(この点については第3章3で詳しく検討する。)

## 2 熟慮によって終結する自由とはなにか

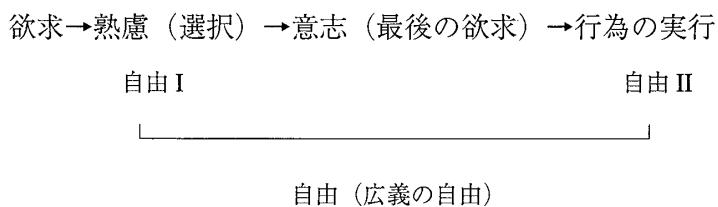
ところで、熟慮の結果、行為が開始され（あるいは差し控えられ）れば、「欲求あるいは嫌忌に従って行ないあるいは差し控える自由」は終結するとホップズはみなす。彼はこのような見解を繰り返している。『リヴァイアサン』においてはつぎのようにいわれる。「熟慮」は、「われわれの欲求あるいは嫌忌に従って行ないあるいは差し控えるというわれわれがもつ自由を終結させる」<sup>12)</sup>。「あらゆる熟慮は、彼ら〔人間〕が熟慮する事柄が行なわれたり、不可能であると考えられるときに、終結に至るといわれる。というのは、それまでわれわれは、われわれの欲求あるいは嫌忌に従って行ないあるいは差し控える自由を保持するからである」(Lv. I. vi/p. 48/(一) 110頁)。『法の基礎』においても同様の主張がみられる。「それ〔熟慮〕は、熟慮の対象としての行為がわれわれの力のもとにあるかぎり、続く。というのは、われわれは、行ないあるいは行なわないという自由をもつからである。そのかぎりで、熟慮は、われわれ自身の自由を除去することを意味する」(EL. I. xii. 1/EW. 4. p. 68)。さらに、『自由と必然性』においてもつぎのようにいわれる。「意図的行為者について、彼が自由であると述べることと、彼が熟慮を終結させていないと述べることは同じである」(LN/p. 273)。

それでは、熟慮によって終結する自由はどのような性格のものであろうか。ホップズはこれについて直接に説明を与えていないので、唐突という印象はまぬがれない。熟慮によって終結させられる自由は、「行ないあるいは差し控えるという自由」と呼ばれるが、〈意志に従って行為を実行する、あるいは意志（忌志）に従って行為を差し控える自由〉とは

明らかに異なって、行為以前の段階に属しており、〈行なおうとするか、差し控えようとするかの自由〉というべきであろう。すでにみたこと（第1章4、第2章1）から明らかなように、この自由は選択の自由を意味するであろう。行為者はさまざまな欲求あるいはさまざまな嫌忌のあいだで選択を行い<sup>13)</sup>、熟慮をつうじて最終的に意志を固め、ある行為を開始しあるいはそれを差し控える。熟慮の結果、行為が開始されれば、選択の自由は終結させられる。

ホップズは、行為に先立つ段階における自由と、行為の実行の段階における自由とを、いずれも「行為し、あるいは差し控える自由」と表現している。前者を「欲求あるいは嫌忌に従って」「行為し、あるいは差し控える自由」、後者を「意志に従って」「行為し、あるいは差し控える自由」として区別しているが、これだけでは両者の自由の相違は明確ではない。とくに、『リヴァイアサン』においては、選択の自由に言及されていないため、熟慮によって終結させられる自由の性格、また、この自由と行為の実行における自由との関係が理解されにくいものとなっている。

〈意志に従って行為する（あるいは差し控える）自由〉を2つの異なった段階に区別することが必要である。まず、行為が自由であるためには、それは自由な選択に基づく有意的行為でなければならない。「欲求あるいは嫌忌に従って、行為し、あるいは差し控える自由」（自由I）はこの段階の自由を意味する。この自由は自由な行為の必要条件であるが、その十分条件ではない。自由な選択の結果、行為が決意されても、それが実現されなければ、この有意的行為は自由ではない。「意志に従って行為し、あるいは差し控える自由」（自由II）は、選択の自由のほかにさらに行きの実行の自由を含む。このことを整理して図式化すれば、つぎのようになる。



### 3 選択と決意における自由

自由な行為の過程において意志はどのような位置を占めるであろうか。意志は選択と行為の実行との間に位置するが、選択と行為の実行とにそれぞれ自由があるとすれば、意志の自由についてはどのように考えるべきであろうか。ホップズは選択の自由を認めるが、この自由と意志との関係については説明していない。哲学的議論において多くのばあいは、

選択は意志の作用であると理解されている。選択が自由であれば、意志も自由であるということになる。しかし、ホップズは前者の自由を認めるが、後者の自由は認めないので、選択を意志の作用とはみなしていないと思われる<sup>14)</sup>。

ホップズが選択を意志の作用とみなさない理由はつきのようなものであろう。意志は熟慮による欲求（あるいは嫌忌）のあいだの選択をつうじて最後の欲求として形成されるのであるから、選択は意志の作用ではない。選択は、人間がなにを行ふか、したくなつかをまだ決定できない段階で生じる。意志が形成されるならば、選択とその自由は終結することになる。したがって、選択は自由であるが、その結果として生じる意志そのものは自由ではないというのである。すでにみたように（第1章5）、ホップズによれば、意志は熟慮に従うのであるから、自由は意志ではなく、熟慮（実践的判断）に関係するということになるであろう<sup>15)</sup>。

ところで、一般的には、意志は〈行なうことを選択し、決意して、実行しようとする心の作用〉と考えられている。自由意志論にあっては選択とともに「決意」の自由がその主要な根拠とされている。ホップズは決意をどのように理解しているであろうか。彼は決意にはほとんど言及していないが、1658年の『人間論』（ラテン語）[Hmと略記]においてはつぎのように述べている。「だれかが、ある直面する（思い浮かべられた）proponereられた事柄を行なうべきか、差し控える pretermittere べきかを探究するばあいには、このことは熟慮することと呼ばれる。すなわち、彼は〔行なうか、差し控えるかの〕いずれの側を放棄するという自由をもつ。したがって、この熟慮においては、なにかを決意する decernere よう事柄が求めるまで、……人びとは繰り返し交替に欲求したり、嫌忌したりする。行なうことあるいは差し控えることの最後の欲求が……本来の意味で意志と呼ばれる」（Hm. II. xi. 2/OL. 2. p. 95f.）。ここにおいても、熟慮との関連において選択の自由が承認されている。そのうえで、選択の結果として決意に至るときに、意志が形成されるとみなされている。

通常は、選択と決意は密接に関連したものと理解されている。すなわち、2つのもののあいだで選択することは、いずれかに決定することを意味する。選択と決意（決定）の相違は、前者が過程であるのに対して、後者は結果であるという点にあるにすぎない。このため、選択と決意はいずれも意志の作用とみなされる。とくに、意志の作用あるいは「意志活動 volition」は決意と同義に理解されることがある。

しかし、ホップズは選択と決意を区別する。彼にとっては選択だけなく、決意も意志の作用ではないであろう。彼は〈選択（熟慮）→決意→意志〉という過程を想定し、欲求が選択（熟慮）をつうじて決意に至ったときに、それは意志に転化すると考えている。決意

と意志作用はじっさいには同時的であるとしても、意志作用の基本をなすのは決意であって、決意が意志作用の結果なのではないというのがホップズの見解であろう。

以上のようにあるとすれば、ホップズの主張はつぎのようにまとめられるであろう。決意と意志は選択の結果として生じる。選択は意志の作用ではなく、決意も意志の作用ではない。選択は自由であるが、決意も意志作用も自由ではない。しかし、選択が自由であれば、その結果としての決意と意志作用は少なくとも派生的な意味で自由であるといえないであろうか<sup>16)</sup>。

#### 4 意志の実体化の批判

ホップズは『リヴァイアサン』において意志の自由あるいは自由意志を批判しているが(Lv. I. v/p. 33/(一) 88 頁, II. xxi. p. 197/(二) 91 頁), その理由を説明してはいない。この点を知るためにには『自由と必然性』および『自由、必然性および偶然性』におけるホップズの見解を検討しなければならない。彼はこれらの著作のなかでプラムホールとの論争をつうじて自分の見解をかなり詳細に展開している。

プラムホールはスコラ哲学の伝統に従って、選択は意志の作用であり、意志は、選択するという点で自由であると主張する。「行為者の自由はすべて意志の自由に由来する」。「眞の自由は理性的意志の、選択する力 *elective power* のなかにある」(Defence. p. 43, cf. LNC/EW. 5. p. 43)。しかし、ホップズは意志の自由を否定する。彼のプラムホールに対する批判は、意志が実体化され、そこに自由が帰属させられていることに集中的に向けられる。プラムホールによれば、「意志することは自分の作用を支配する（意のままにする）ことであり、じっさい、自分自身の意志を決定することである」(LNC/p. 34)。「意志は〔その作用を〕意志し、意志はその作用を控える *suspend*（すなわち、意志は〔それを〕意志しない）」(p. 4)。しかし、ホップズによれば、意志は作用であって、作用の能力や作用の担い手ではない。「意志の能力 *faculty of will* はけっして意志ではない。意志活動 *volition* と呼ばれる作用 *act* のみが意志である」(LNC/p. 361f.)。「意志する作用は、意志する能力からは生じない」(p. 376)。『リヴァイアサン』においてもつぎのようにいわれる。「〈意志 *will*〉と呼ばれるもの」は、「意志する作用 *act of willing* [actus volendi — ラテン語版]」であって、「意志する能力 *faculty [potentia]*」ではない (Lev. I. vi/p. 48/(一) 111 頁)。ここでは、ホップズは用語のうえでも、「意志 *will*」の実体化を避けるために、〈*willing*〉あるいは〈*volition*〉という語を用いていると思われる。

ホップズによれば、意志を実体化して、意志の能力の発現を意志作用とみなすことは不条理である。「ダンスすることが、ダンスする能力によって誘発され、導出される作用で

あると述べることは不条理であるが、それと同様に、意志は、意志する力によって誘発され、導出される作用であると述べることは不条理である」(LN/p. 266)。ホップズはまたつぎの点を指摘する。もし意志能力を実体化すれば、意志は特定のことを行なうよう意志するだけでなく、あらゆる作用を意志することになり、その結果として「意志を意志する」という不条理が生じる。あるいは、意志は「自分自身を決定し」さらに意志はこの自己決定を自己決定するということになり、意志の自己決定の無限進行が生じる。『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。問題は、「書いたり、それを控えたりする意志が、……自分の意志に従って彼に生じるかどうか」である。「しかし、私が意志すれば、意志することができると述べることは、不条理ないい方であると思われる」(LN/p. 240)。また、『自由、必然性および偶然性』においてはつぎのようにいわれる。プラムホールは、「意志は〔その作用を〕意志し、意志はその作用を控える（すなわち、意志は〔それを〕意志しない）」と主張する。しかし、問題は、「意志が自分自身を決定するかどうか」である(p. 4)。「しかし、だれも自分自身の意志を決定することはできない」(p. 240)。また、『法の基礎』においてもつぎのようにいわれる。「人は、彼が意志を意志するとはいえないように、彼が意志を意志することを意志するともいえない。このことは、意志という語の無限な反復を招く。これは不条理で無意味である」(EL. I. vii. 5/EW. 4. p. 69)。さらに、『市民論』においてもつぎのようにいわれる。「意志はそれ自身では有意的ではなく、有意的行為の起点にすぎない（というのは、われわれは意志することを意志するのではなく、行為することを意志するからである）」(Cv. V. viii/p. 134)<sup>17)</sup>。

意志活動を含めて、行為におけるさまざまな作用の担い手、主体は人間のみである。『自由、必然性および偶然性』においてはつぎのようにいわれる。「意志が自由である」というのは「背理」であり、「意志に従って行為する人間が自由である」というべきである。「人間が自由であるかどうかは問題であるとしても、意志が自由であるかどうかはまったく問題ではない」(LNC/p. 260)。『リヴァイアサン』においてもつぎのようにいわれる。「自由意志という語から推論されうるのは意志への自由……ではけっしてなく、人間の自由である」(Lv. II. xxi/p. 197/(二) 87 頁)。

## 5 いかなる意志の自由が否定されるか

本章の3でみたように、ホップズは、選択も決意も意志の作用とはみなしていないと思われるが、このような見解の根底にも意志の実体化に対する批判があるであろう。選択や決意を意志の作用とみなすことは意志の実体化につながるというのがホップズの基本主張であろう。しかし、意志を実体化して、意志自身に自由を認めることと、意志の作用（意

志活動)に自由を認めることとは同じではないであろう。

意志作用が自由であるという見解は多くのはあい、行為が意志作用によって自ら自発的に開始されるということが根拠にされている。ホップズも、意志に従わず、他のものに従って始動される行為は有意的ではなく、自由なものではないということを承認している。「有意的行為は意志から生じるのであり、それ以外ものから生じるのではない」(Lv. I. vi. p. 48/(一) 111 頁)。「有意的な行為および差し控えは、意志のなかに起点 beginning をもつようなものである」(EL. I. xii. 3/EW. 4, p. 68f.)。「行為が意志に基づくことが、本来また真に自由と呼ばれる」(LNC/p. 102)。

しかし、ホップズは、行為を自ら開始するという意志作用を自由なものとは認めない。彼が認めるのは、選択の自由と、意志に従って行為を実行する自由である。ここで、このような見解を吟味する必要がある。有意的行為が自由なものであるのは、それが意志に従って自発的に開始されるからではないか。有意的行為の自由は、行為が意志に従うことと、そのような行為がじっさいに実行されることとを基本条件とするのではないか。ホップズによれば、選択の自由は有意的で自由な行為の不可欠の要素であるが、その理由は、自由な選択に基づくことをつうじて行為は意志によって自発的に開始され、有意的で自由な行為となるという点にあるはずである。自由な選択は意志作用の自発性の不可欠の条件をなすのであり、このことによって、それはまた有意的行為の不可欠の条件をなすとはいえないか。ホップズが選択の自由を認めながら、選択に基づいて行為を自発的に開始する意志作用に自由を認めないのは不整合であろう。彼は意志の実体化に反発するあまり、意志の自発的作用の自由も否定するに至ったのではないかと思われる。

意志の自発的作用を自由となすことは、意志の実体化を否定することとは対立しないであろう。このばあい、意志作用が自発的であるといっても、それがまったく先行の原因をもたないことを意味しない。意志作用の自発性は絶対的なものではなく、相対的、比較的な意味におけるものである。第3章でみるように、ホップズは世界を機械論的に理解しており、物体も人間の行為も他の原因によって必然化され、決定されているとみなす。彼によれば、選択の自由も行為の実行における自由もこのような必然性と対立するものではない。先行の諸原因をもつが、これによって完全には決定されないために、選択の余地が生じる。行為についても同様であろう。行為はさまざまな内的および外的原因によって決定されるとしても、意志から出発し、外部から妨害されないときに、自由であるといえるであろう。

ホップズには、意志の自由を容認するような主張もみられる。『リヴァイアサン』においてつぎのように述べられる。「人間が有意的に行なう行為」は「彼らの意志から生じる

のであるから、自由から生じる」(Lv. II. xxi/p. 197/(二) 88 頁)。また『人間論』においてはつぎのようにいわれる。「だれかが、あれこれのことを行ないあるいは行なわないという自由な選択意思（裁量）liberum arbitrium をもつとわれわれがいえばあいに、つねに〈彼が意志する〉というふさわしい条件をともなったものと理解しなければならない。というのは、だれかが意志するかしないかにかかわらず、あれこれのことを行なう自由な選択意思をもつと語ることは不条理であるからである」(Hm. II. xi. 2./OL. 2. p. 95)。ここでは、〈arbitrium〉が選択との関係で理解されており（この用語は語源的にも選択と関連する）、選択がその作用であるようにさえ語られている。

第4章において詳細に検討する予定であるが、行為における意志の役割はとくに行為の処罰のさいに重要になる。行為が、先行する自然的、生理的原因によって完全に決定されていれば、それは自然現象と区別されず、処罰されることはない。行為が意志に基づいているかぎりで、それは処罰される。そのばあいに、意志がどのような先行の原因によって決定されているかは問題にならない。この点について、『自由と必然性』においてはつぎのようにいわれる。「認められるべきことは、行為を不<sup>当</sup>とするのは必然性ではなく、法を破る意志であるということである。というのは、法が考慮するのは意志であって、行為の他の先行する原因ではないからである。」「いかなる必然的原因が行為に先行していても、この行為が〔法的に〕禁止されているばあいは、この行為を進んで *willingly* 行なうものは処罰されても正当である、と私はいう」(LN/p. 252f.)。このような主張を、意志はたとえ先行の原因によって決定されていても、自由であり、このような意志から出発する行為が処罰の対象となるという趣旨に理解することは、ホップズの思想に反しているであろうか。

### 引用について

ホップズの著作の引用は基本的には、モーレスワース編 (Edited by William Molesworth, Scientia Verlag) の英語著作集 English Works (EW と略記)、ラテン語著作集 Opera Latina (OL と略記) に基づき、巻数を算用数字で示す。それぞれの著作を略号で示し、その巻(部)、章、節をローマ数字の大文字、小文字、算用数字で示し、その後に所収の上記著作集の巻数を算用数字で示し、頁を挙げる。『リヴァイアサン』については水田洋訳(岩波文庫、1992年の改訳)の巻数と頁を挙げる。

### 注

- 1) ホップズとプラムホールとのあいだの論争は錯綜した過程をたどった。ホップズは1646年に非公開でプラムホールと議論し、そのあと両者の主張は、ホップズにあっては『自由と必然性について Of Liberty and Necessity』、プラムホールにあっては『自由と必然性の考察 Discourse on Liberty and

*Necessity*』として文面にまとめられた。『自由と必然性について』の副題は、「運命予定、選択（選び）、自由意志、恩寵、利益、見捨て等々にかんするすべての対立を完全に解消し、一掃する論文」となっている。しかし、1654年に霍布斯のこの論文が彼に無断で公刊された。ブラムホールはこれを霍布ズ自身の承認によるものとみなし、すでに用意された原稿に手を加え、1655年に『先行的および外的必然性に対する真の自由の擁護 A Defence of True Liberty from Antecedent and Extrinsical Necessity』において霍布ズを批判し、論争は公開的なものとなった。霍布ズは1656年に『自由、必然性および偶然性の諸問題』においてブラムホールに反論した。さらに、ブラムホールは1658年に『霍布ズ氏への非難 Castigations of Mr. Hobbes』（リヴァイアサンを捕獲する The Catching of Leviathan）をそれに付加）において霍布ズを再批判した。

- 2) ホップズは「有意的運動」を「心的 animal 運動」とも呼び、これを動物にも認める (Lv. I. vi./p. 38/(一) 97 頁)。〈animal〉は元来「心的」という意味をもつ。アリストテレスの『デ・アニマ』の「アニマ」(ギリシャ語では「プシュケー」)は「心 (あるいは生命)」を意味する。なお、ホップズは〈animal movement〉(心的運動) を〈vital movement〉(生命的運動) よりも高次のものとみなしている。彼は動物にも心 (意識と意志) を認めるので、彼の用法では「動物的」と「心的」は重なることになる。
- 3) 有意的運動と無有意的運動についてのホップズの見解はアリストテレスの見解を念頭においたものといえる。このことは、ホップズが引き合いに出している例がアリストテレスのものであることからも判明する。アリストテレスはすでに『ニコマコス倫理学』第3巻において、運動を「有意的な hekousion のもの」と「無意的な akousion のもの」に区別した。ただし、彼においては、「無意的な」は、たんに〈意志に関わらない〉という意味でなく、主に〈意志に反する（不本意）〉という意味に用いられている。（このことについては『ニコマコス倫理学』邦訳の加藤信朗氏による解説を参照。『アリストテレス全集』13、岩波書店、384 頁。）これに対して、ホップズにおいては、それは前者の意志に限定される。アリストテレスは多くのばあい意志について形容詞形を用いており、名詞としての意志に言及することは少ない。彼において、意志に相当する名詞は〈boulesis (意欲、願望)〉〈proairesis (選好、選択意志)〉であるが、これらも多義的に用いられており、意志についての確定的概念はみられない（加藤信朗、前掲書、387 頁、岩田『アリストテレス倫理学』岩波書店、127 頁以下、を参照）。これは、当時のギリシャの一般的傾向に従ったものであろう。ホップズが批判するような意志の実体化（第2章4）はスコラ哲学によって始められたといえるであろう。
- 4) アリストテレスも、運動を「欲求 orexis」あるいは「追求 dioxis」と「忌避 phuge」に分けていいる (Nikomachos. VI. 2)。
- 5) アリストテレスも類似の主張を行なった。「熟慮 boule」の対象になるのは、「われわれが行なうことができるもの」であり、「じっさいにどうなるか不明なもの」である (Nikomachos. III. 3)。
- 6) 〈balance〉も、「2つの秤皿」に由来し、これによって重さをはかり比べることを意味する。
- 7) Hobbes: *De Cive*, The Clarendon edition of the philosophical works of Thomas Hobbes, Latin version. p. 134.
- 8) ブラムホールは、意志は知性（熟慮）を「命令する command」であり、知性は意志のために助言を与えるにすぎないと主張する。「どのような方法が目的の達成にとって適當かを熟考し consult、熟慮するよう知性を……命令するのは意志である。」「このように、意志は人間の行為の貴婦人、女主人であり、知性は彼女の忠実な助言者である」(LNC/p. 275)。
- 9) アリストテレスも有意的行為を「熟慮」と「選択意志（選好）proairesis」に基づくものとみなす。「選択意志」は「熟慮に基づく欲求」、「欲求を伴う理性」(Nikomachos. III. 2) あるいは「思考を伴う欲求」

(VII. 2) である。アリストテレスによれば、熟慮や選択は人間に特有の理性的なものである。このような見解はスコラ哲学に継承され、ホップズによって批判されることになる。なお、アリストテレスは、理性的選択に従わぬが内発的動機から出発する動物や子どもの運動（広義の自発的運動）を「有意的」と呼ぶばあいがある（III. 2）。

- 10) Bramhall: *Discourse of Liberty and Necessity*, in Vere Chappell: *Hobbes and Bramhall on Liberty and Necessity*, 1993, p. 2, p. 9.
- 11) 『自由、必然性および偶然性』のこの部分はモーレスワース版とは異なっており、チャペルがホップズの原文と比較し、補正したものに従う。Chappell: *ibid.*, p. 78.
- 12) ホップズは、〈deliber〉を〈liberty〉と連関させ、〈de-liber〉が〈de〉による〈liber〉の否定という意味を含むとみなしている。しかし、これは言葉遊びにすぎず、語源的には正しくない。ラテン語の〈delibrare〉は、「秤、錘」を意味する〈libra〉に由来しており、〈liber〉に関係しているのではない。〈delibrare〉の原意は「重さを秤り比べる weight こと」、「比較考量する weight up」ことである。
- 13) 熟慮され、選択されるものがなにかについてホップズには曖昧な部分がある。「[なにかを] 行ないあるいは差し控える自由 liberty of doing, or omitting」という表現は2つの意味に理解することが可能である。まず、それは、「なにかを行なうか、それとも差し控えるか」の二者択一の自由を意味すると考えられる。ホップズは選択をおもにこの意味に理解しているように思われる。しかし、この表現は、「なにかを行なうという自由、あるいはそれを差し控えるという自由」という意味にも理解できる。このばあいは、さまざまな欲求のあいだでの選択、またさまざまな嫌忌のあいだの選択の自由を意味する。例えばホップズが「欲求と嫌忌の交替」ではなく、たんに「あい対立する欲求の交替」について言及するばあい（LN/p. 273）、欲求と嫌忌のあいだの選択ではなく、さまざまなる欲求のあいだの選択を想定しているようにも受け取れる（ただし、このばあいも、特定の欲求を選択することは、別の特定の欲求を抑制し、差し控えることにつながる）。
- 14) ロックは、選択 preference, choosing と決意を意志の作用とみなすが、意志を自由とはみなさないという点で、ホップズよりも徹底している。ロックは『人間知性論』第2巻、第21章においてつぎのように主張する。意志は、「なんらかの行為を行なうかそれを差し控えるか」を「選択する prefer 力 power」である（II. xxi. § 5），また、意志はそのいずれかを「決意（決定）する determine」（§ 8, § 48）。ホップズのばあいと同様にロックにあっても、自由は、意志に従って行為をじっさいに実行し、あるいはそれを差し控えることにある。意志の選択は、行為が自由であることの不可欠の要素であるが、行為が決意されても、それに従って行為がじっさいに行なわれなければ、自由ではない（§ 8）。ロックは、意志を実体とみなすことを明確に批判する。自由は実体の属性あるいは力であるが、意志も力にすぎず、実体ではないので、自由ではないとされる（§ 16）。ホップズと同様にロックも、自由は意志には属さず、行為者あるいは人間に属す（§ 14, § 19）と主張する。
- 15) ロックは『人間知性論』の第2版以降の版においては、選択のさいに、なにが快であるかを「検討（吟味）し examin」、熟慮することによって、最大の快の実現のために激情を規制し、意志による決意を停止できることみなす（§ 52）。ここに一種の自由があるが、それは意志の自由ではなく、意志に先立つ自由であるとされる（§ 47）。このような自由は具体的にはどのようなものかは必ずしも明らかではないが、「検討」（実践的判断）に属すと考えられているようである。
- 16) 藤原保信氏と佐藤正志氏は共著の解説書『ホップズ リヴァイアサン』（有斐閣、1978年）においてつぎのように述べる。「行為がかかる熟慮とそこにおける選択の結果であるかぎり、その行為は自由であり、意志は自由であるということになる」（52頁）。このように理解することの根拠は示されていない。しかし、選択が自由であれば、その結果としての意志も自由であると解釈されているので

あれば、拙論と同じになる。また、水田洋氏は、『リヴァイアサン』の旧訳の訳注において、この自由を「自己決定」(自律)の自由と解釈するが、その根拠は示されていない(邦訳『リヴァイアサン』(一) 1954年、113頁)。新訳(1992年)ではこの解釈の部分は削除されている。

17) この点についてロックは『人間知性論』において、より明確につぎのようにも述べている。もし、選択する意志の作用が自由であるとすれば、意志するかしないかについても選択の自由があることになる(II. xxi. § 23)。このように、意志が意志することになるが、そうであるとすれば、ある意志の作用に先立つ意志の作用があり、さらにまた、それに先立つ意志があるというように、意志が無限に先行することになり、不条理が生じる(§ 25)。

### 注 記

1. 意志と自由の関係についてのアリストテレスの見解にかんしては、北海道大学名誉教授の田中享英氏から助言をいただいた。氏のご理解はすでに「不正行為の多義性について」(北海道大学哲学会『哲学』第12号、1976年)、「行為の意志について」(『北海道大学文学部紀要』32-2、1989年)において表明されている。

ホップズは、スコラ哲学に影響を与えたアリストテレスを厳しく批判しているが、目的論を除けば、理論枠のかなりの部分はアリストテレスを踏襲しているといえる。ここで、意志と自由の関係について、スコラ哲学がアリストテレスをいかに継承し、変容させたかが問題になるが、この検討は大きな仕事になる。

2. ラテン語の訳にかんしては、札幌大学名誉教授の高岡尚氏からご教示を受けた。

両氏に感謝申し上げる。